

## 告 示

### 埼玉県告示第六十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年一月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 許可番号  
第二〇二三一四一一一二号
- 二 雨水流出し抑制施設の敷地である土地の区域  
埼玉県蓮田市大字根金字後塚九百七番外九十六筆
- 三 雨水流出し抑制施設の容量  
容量 三千七百八十三・三立方メートル